

# 令和7年度 私立幼稚園等補助金の申請について

※私立幼稚園等補助金とは、保護者負担軽減事業費補助金を指します。

## 預かり保育料を月額1万6,300円まで補助

### 【対象：満3歳児を有する世帯（保育の必要性のある子供）】

保育の必要性のある満3歳児を有する世帯に対して、預かり保育料を月額最大1万6,300円まで補助します。

※園によっては、預かり保育に認可外保育施設等を含みます。

※月額の上限は（450円×利用日数）となり、利用日数に応じて変動します。（月額最大1万6,300円まで）

※本補助金とは別に、満3歳児住民税非課税世帯への無償化給付として月額最大1万6,300円、

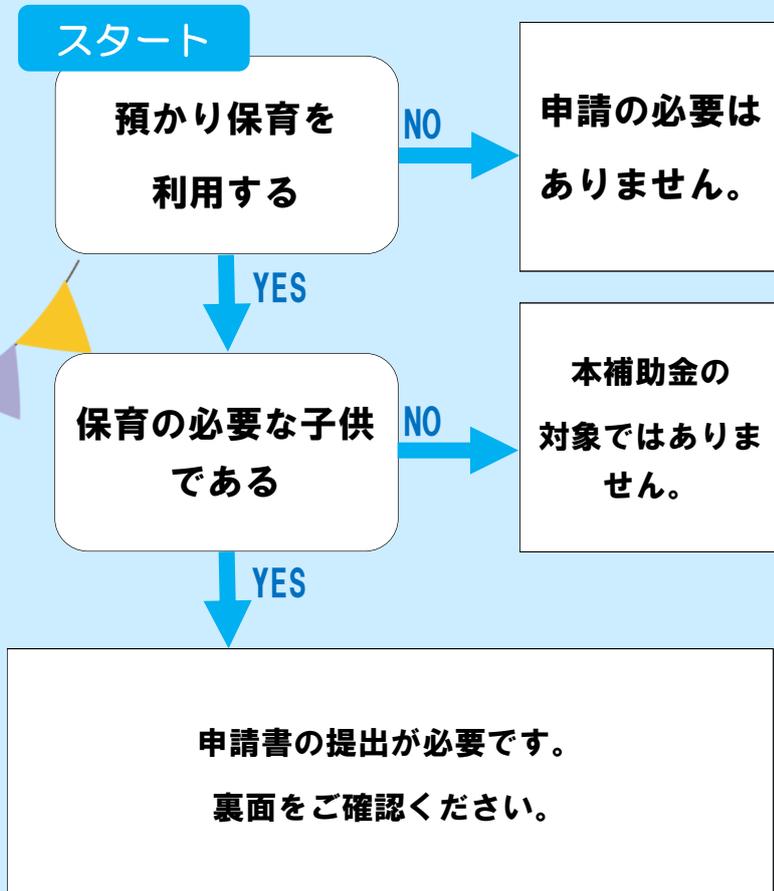
3～5歳児世帯への無償化給付として月額最大1万1,300円があります。（併用不可）

## 1. 交付対象者

以下①～②のすべての条件を満たす方

- ① 私立幼稚園等に在籍する満3歳児を有する世帯で、その子供について保育の必要性がある。
- ② 上記①の子供が、台東区に住民登録がある。

下記チャートを参考に、該当の有無をご確認ください。



ご確認ください！



### 保育の必要な子供とは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由に当てはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子供であるとみなされます。

※詳細は区HPをご覧ください。

## 2. 提出書類【対象者のみ】

- ① **私立幼稚園等補助金(保護者負担軽減事業費補助金)交付申請書**
- ② **保育の必要性を確認する書類 (例、勤務証明書等(父・母))**

## 3. 補助金の交付決定

- ・補助金の交付対象と認められた方には、下記4のとおり、必要書類を配布します。

## 4. 補助金の請求方法

- ・預かり保育料や認可外保育施設等利用料がある場合、下表の時期に、請求書を提出してください。  
※預かり保育料や認可外保育施設等利用料の領収書がない場合は、請求できません。  
※領収書は、請求書に添付する必要がありますので大切に保管してください。
- ・請求時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布します。

請求時期(予定)	
4月～9月分	令和7年10月頃
10月～12月分	令和8年1月頃
1月～3月分	令和8年4月頃

## 5. 補助金交付の時期

補助金は、保護者が指定する口座に振り込みます。

補助金の種類	交付時期(予定)		通帳の記載名称
私立幼稚園等保護者補助金 【保護者負担軽減(都)】	4月～9月分	令和7年12月中旬	タイトウクシヨムカ
	10月～12月分	令和8年3月中旬	
	1月～3月分	令和8年6月中旬	

6. 年度途中で入園・退園・転入・転出をした場合、下記へ必ず速やかにご連絡ください。

台東区教育委員会 庶務課私立幼稚園担当 03-5246-1236



# 補助金を受け取るまでの流れ

預かり保育利用料に対する補助金は、保護者の方が、**①保育の必要性の確認を受け、②利用した施設等に利用料を支払い、③支払った利用料に対する補助金を区に請求する**ことで、受け取ることができます。

## STEP 1 : 区の確認を受ける

- ・私立幼稚園等補助金（保護者負担軽減事業費補助金）交付申請書を在籍する幼稚園に提出してください。申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類（※）を添付してください。

※様式は、区HPからダウンロードできます。また、庶務課窓口でも配布しています。

## STEP 2 : 利用した施設等に利用料を支払う

- ・確認を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。
- ・利用した施設等から発行される領収書は、補助金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

## STEP 3 : 支払った利用料に対する補助金を区に請求する

- ・請求は年3回の受付（10月、1月、4月）を予定しています。  
請求の時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布いたします。
- ・後日、指定した口座に補助金が振り込まれます。

＜振込時期＞ 令和7年12月（4～9月利用料分）  
令和8年3月（10～12月利用料分）  
令和8年6月（1～3月利用料分）